



平成24年(ワ)第328号、平成25年(ワ)第59号

志賀原子力発電所運転差止請求事件

原 告 北野 進 外124名

被 告 北陸電力株式会社

平成29年6月26日

### 上申書

金沢地方裁判所 民事部合議B係 御中

被告訴訟代理人弁護士

長 原 悟



同

濱 松 慎 治



被告は、頭書事件の御庁指示に基づき、以下のとおり申し述べる。

被告は、第23回口頭弁論において、以下のとおり、準備書面(30)及び準備書面(31)を陳述する予定である。

準備書面(30)では、書証として提出した鑑定意見書等に基づき、幅広い分野の複数の専門家が、いずれも、本件敷地内シームは将来活動する可能性のある断層等ではないと評価していることを述べる予定である。

準備書面(31)では、原告らの平成29年1月25日付け第54準備書面に対する反論を行う予定である。

あわせて、上記準備書面に関する書証及び証拠説明書を提出する予定である。

また、弁論更新に当たり、訴訟進行に関する被告の意見を陳述(10分程度)する予定である。

以上